【改訂 R8.11】

芦屋市役所手続チェックシート

市外から芦屋市へ引越しされる方へ

芦屋市 引っ越し・住まい



マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで
オンライン転入予約（届出書記入不要）を行うことができます。

転入手続は**北館1階**（市民課）の記載台までお越しください。



まずは、
届出書をご記入ください。

（お手続に**必要**なもの）

- 前の住所地で発行された**「転出証明書」**
  （マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません）
- 窓口にお越しになる方の**「本人確認書類」**
- **「マイナンバーカード」**（お持ちの方）
- **「在留カード/特別永住者証明書」**（外国人の方）

窓口受付時間：9時～17時（土曜・日曜・祝日、年末年始除く）
市役所代表番号：0797-31-2121

本人確認書類（例）

市役所でお手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点必要



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか　・パスポート　・障がい者手帳　・在留カード
・官公署発行の顔写真付きの本人確認書類など

2点必要

- 資格確認書（健康保険）　・年金手帳
- 福祉医療費受給者証
- 介護保険被保険者証

※有効期限があるものは、期限内のものに限ります。

代理人の方が手続するときは

- 代理人として来られた方について本人確認いたします。
- 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認いたします。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続	必要なもの	受付窓口（電話番号）	郵送申請
マイナンバー	**マイナンバーカード**をお持ちの方 ※転入の場合の注意事項 ・転入届出日から90日以内に手続きしなければ、廃止になります。 ・転出の異動日から30日以上経過後に転入された方、または新住所に住み始めた日から14日以上経過後に転入届をされた方は、廃止になります。 ・マイナンバーカード本体の廃止による再交付申請の場合は有料です。 ※(2)以外の代理人の方は、手続できません。	カード券面 住所変更	（1）：本人が手続する場合 ・本人のマイナンバーカード ・暗証番号［4けたの数字（住民基本台帳用）、6けた以上の英数字（署名用）］ （2）：本人と同一世帯の方または法定代理人が手続する場合 ・手続する方の本人確認書類 ・券面変更対象者のマイナンバーカード ・委任状・暗証番号［4けたの数字（住民基本台帳用）、6けた以上の英数字（署名用）］の記載された用紙を封筒に封入・封緘 ・法定代理人は、登記事項証明書等の代理権確認書類 （対象者が未成年で代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合は不要）	⑥ 市民課 （0797-38-2070）	―
保険・年金	退職等により新たに**国民年金**へ加入する方	国民年金 加入	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・退職日のわかる書類	⑦ 市民課 （0797-38-2036）	○ （電子申請可）
	上記以外の**国民年金**へ新規加入する方	国民年金 加入	※市民課までお問い合わせください。		
	国民健康保険に加入する方	国民健康保険　加入	※保険課までお問い合わせください。	⑩ 保険課 （0797-38-2035）	○
	後期高齢者医療制度に加入している方 （75歳以上の方、または65歳以上で一定の障がいのある方）	後期高齢者医療資格確認書等 住所変更	※保険課までお問い合わせください。	⑫ 保険課 （0797-38-2037）	○
こども	**0歳～満18歳**※**のお子さん**がいる方 ※満18歳に達してから最初の3/31まで	児童手当 受給 （公務員は除く）	①申請者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・外国籍のかたは在留カード） お手元にない場合もお寄りください。 ②申請者名義の口座が分かるもの ③配偶者および児童のマイナンバーカードなどの個人番号が分かる書類（申請者が配偶者および児童と別居の場合）	⑰ こども政策課 （0797-38-2117）	○
		乳幼児等医療費助成 /こども医療費助成 受給	①受給予定者の健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの健康保険資格情報の写しのうちいずれか1点 ②所得を確認できる書類（０歳と高校生相当は不要です。） Ⅰ.保護者・扶養義務者のマイナンバーカードなどの個人番号が分かる書類（お手元にない場合もお寄りください。）　又は　Ⅱ.保護者・扶養義務者の所得課税証明書 ③保護者・扶養義務者（②-Ⅰの場合のみ）の本人確認書類	⑭ 地域福祉課 （0797-38-2076）	○
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当 受給 （満18歳の3/31まで）	※こども政策課までお問い合わせください。	⑰ こども政策課 （0797-38-2045）	○
		母子家庭等医療費助成 受給	①受給予定者の健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの健康保険資格情報の写しのうちいずれか1点 ②母子・父子世帯調査票（こども政策課⑰番窓で発行） ③保護者・扶養義務者のマイナンバーカードなどの個人番号が分かる書類 （お手元にない場合もお寄りください） ④保護者・扶養義務者の本人確認書類 ※保護者・扶養義務者の所得課税証明書がある場合は③、④不要	⑭ 地域福祉課 （0797-38-2076）	○
	保育所への入所を希望する方	保育所 入所	※ほいく課までお問い合わせください。	⑯ ほいく課 （0797-38-2128）	○
	小学生・中学生で学区指定校以外に通うお子さんがいる方	私立・県立・国立への通学申請	入学許可書、在籍証明書または学生証の写し	㊵ 管理課 （0797-38-2085）	○
		指定校 変更・区域外就学	※管理課までお問い合わせください。		
	放課後児童クラブ（学童保育）への入会を希望する方	学童保育 入会	就労証明書（芦屋市ホームページに専用様式を掲載）等	㊻ 青少年育成課 （0797-38-2110）	○ （一部手続 電子申請可）
	妊婦の方	妊婦届出 妊婦支援給付金	①母子健康手帳　②妊婦の本人確認書類 ③妊婦名義の口座が分かるもの ※こども家庭・保健センターまでお問い合わせください。	※こども家庭・ 保健センター （0797-31-0611）	―

※こども家庭・保健センターの住所は、市役所本庁舎とは異なります。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続	必要なもの	受付窓口（電話番号）	郵送申請
高齢				
介護保険に加入している方 （65歳以上の方、または介護認定を受けている40歳以上の方）	介護保険 資格取得の手続		㉒ 高齢介護課 （0797-38-2046）	○
高齢者バス運賃割引証が必要な方 （70歳以上の方）	高齢者バス運賃割引証 交付		㉑ 高齢介護課 （0797-38-2044）	○
高齢期移行助成※が必要な方 ※65歳～69歳の方のうち、非課税世帯で一定の条件を満たす方に対する医療費助成	高齢期移行助成 受給	①受給予定者の健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの健康保険資格情報の写しのうちいずれか1点 ②介護保険被保険者証（要介護2以上のかた） ③世帯員全員のマイナンバーカードなどの個人番号が分かる書類（お手元にない場合もお寄りください） ④世帯員全員の本人確認書類 ※世帯員全員の所得課税証明書がある場合は③、④不要	⑭ 地域福祉課 （0797-38-2076）	○
障がい				
身体障害者手帳をお持ちの方	手帳 住所変更	手帳（手帳をお忘れでもお寄りください）	⑮ 障がい福祉課 （0797-38-2043）	―
療育手帳をお持ちの方	手帳 住所変更	手帳、顔写真（県外・神戸市・明石市からの転入の場合） （手帳をお忘れでもお寄りください）		
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳 住所変更	手帳、顔写真（県外・神戸市からの転入の場合） （手帳をお忘れでもお寄りください）		
障がい福祉サービス・移動支援・日中一時支援受給者証をお持ちの方	各サービス 受給	受給者証 ※転入日より引き続きサービスの利用が必要な場合は必須 （受給者証をお忘れでもお寄りください）	⑮ 障がい福祉課 （0797-38-2133）	
自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証をお持ちの方	各制度 受給	受給者証 ※転入日より引き続き制度の利用が必要な場合は必須 （受給者証をお忘れでもお寄りください）	⑮ 障がい福祉課 （0797-38-2043）	
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している方	・届出住所変更 （県内からの転入の場合） ・各手当 受給 （県外からの転入の場合）		⑮ 障がい福祉課 （0797-38-2043）	
・身体障害者手帳1～3級 **・療育手帳AまたはB1** **・精神障害者保健福祉手帳1または2級**をお持ちの方	障がい者医療費助成 /高齢障がい者医療費助成 受給	①受給予定者の健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのうちいずれか1点 ②各手帳 ③受給者本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバーカードなどの個人番号が分かる書類（お手元にない場合もお寄りください） ④受給者本人・配偶者・扶養義務者の本人確認書類 ※受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得課税証明書がある場合は③、④は不要	⑭ 地域福祉課 （0797-38-2076）	○
通所受給者証（児童発達支援・放課後等デイサービス）をお持ちの方	受給者証 住所変更	受給者証（受給者証をお忘れでもお寄りください）	⑰ こども政策課 （0797-38-2045）	―
その他				
印鑑登録を希望する方	印鑑登録	印鑑 ※お持ちの本人確認書類によっては、即日登録不可	② 市民課 （0797-38-2119）	―
外国籍の方	・メールアドレス登録 ・防災情報提供 ・日本語教室案内		北館3階 国際文化推進課 （0797-38-2008）	―
生後91日以降の犬を飼っている方	届出住所変更	・犬の鑑札 ・狂犬病予防注射済票	北館3階 環境課 （0797-38-2050）	―
原動機付自転車（125cc以下）を所有している方 ※三輪・四輪の軽自動車を所有している方 → 軽自動車検査協会兵庫事務所（050-3816-1847） ※二輪（125cc超）のバイクを所有している方 → 神戸運輸監理部兵庫陸運部（050-5540-2066）	・登録 ・ナンバープレート交付	旧自治体で交付されたナンバープレート及び標識交付証明書、 または廃車済書（再登録用）	㉚ 課税課 （0797-38-2015）	―